



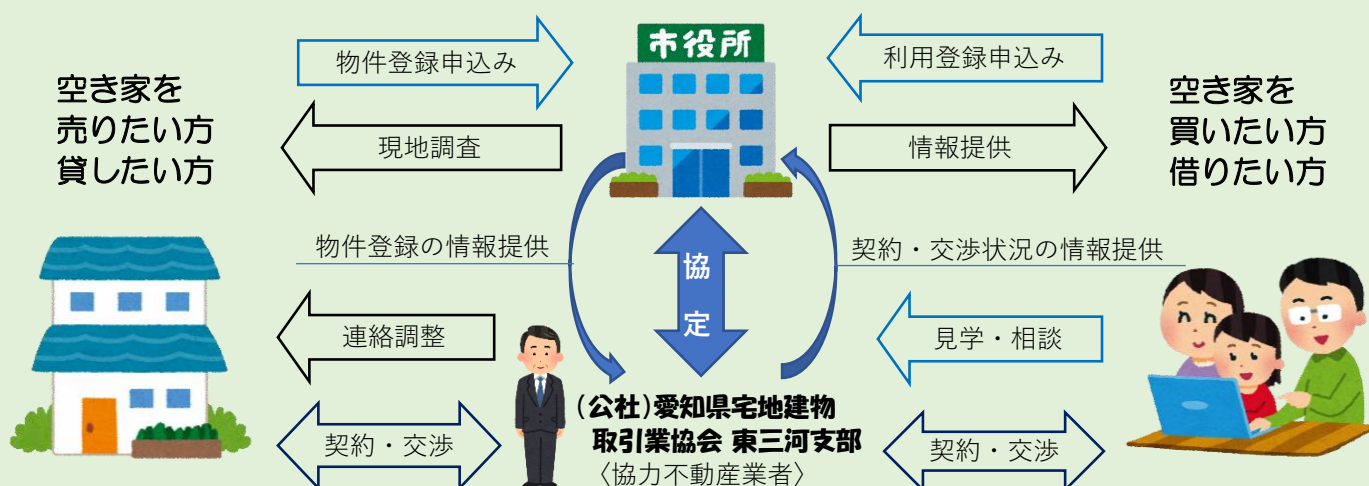
家を相続したけれど、誰も住まず空き家になっている・・・
引越しをする予定だけど、今住んでいる家の活用予定がない・・・
売買や賃貸をしたいけれど、どこに相談したらいいかわからない・・・

そんな
ときは！

豊川市空家バンクに登録してみませんか？ (物件登録のご案内)

豊川市では、市内の空き家等を有効活用することにより地域の活性化や定住の促進を図るため、平成30年3月に「豊川市空家バンク」を設置しました。現在活用されていない空き家（一戸建て）をお持ちで、その空き家を売りたい方や貸したい方は、是非「豊川市空家バンク」にご登録ください。

豊川市空家バンクの仕組み



1. 空き家の物件登録申込みを受け、市の担当職員と協力不動産業者で物件の状況など現地確認を行います
 2. 空き家として登録できる物件は、市のホームページ等で情報発信します。
 3. 利用希望者が現れた場合には、協力不動産業者の仲介による交渉・契約を行います。
- ※ 空家バンクへの登録には一定の条件があります。
- ※ 豊川市役所は物件の情報提供のみを行い、交渉や契約には関与いたしません。
- ※ 空家バンクへの登録は無料です。
- ※ 契約成立時には協力不動産業者への仲介手数料が発生します。

まずはお気軽にご相談ください。みなさまからの情報をお待ちしております！



《お問い合わせ》

豊川市役所 建築課 住宅係

TEL：0533-89-2144 FAX：0533-89-2171